

川崎市立鷺沼小学校いじめ防止基本方針

I 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・かわさきキャリア在り方・生き方教育
- ・川崎市子どもの権利に関する条例

<学校教育目標>

- ◆よく考え工夫する子ども(考える子)
- ◆思いやりがあり美しさを求める子ども(やさしい子)
- ◆めあてをもってやりぬく子ども(やりぬく子)
- ◆すすんで体をきたえる子(たくましい子)

<学校経営の方針>

- ・主体性を大切にし、一人一人が輝く学校
- ・自らの課題を解決し、学び合いを大切にする学校
- ・互いを尊重し合い思いやりのある学校
- ・保護者や地域とともに歩む、開かれた学校

<めざす学校の姿>

「子どもたちが 主体的に 協働して
学びと生活を創り上げる学校」
～自分たちの力で 生活や学びを創り出そう～

Will1 主体的な活動を大切にし、認め合う集団を作ります	Will2 主体的に学び合う楽しさを実感できる学習活動を行います(生活・総合研究推進校)	Will3 人権尊重教育を基盤とし自他を認め合い、安心して過ごせる居場所と生活を創ります	Will4 保護者や地域との連携、学校の情報発信に努め、開かれた学校を作ります
<ul style="list-style-type: none">●発達段階に応じた主体的な取組の充実●様々な人と交流する中で、自他の活躍を認め合う集団の育成●一人一人が夢や希望をもち、自己有用感を高める教育の実践	<ul style="list-style-type: none">●カリキュラムマネジメントの観点から年間指導計画を見直し学習環境の整備●課題解決学習の継続と学び合う楽しさを実感できる授業の実践●校内研を中心に授業力向上に向けた職員研修実施	<ul style="list-style-type: none">●人権尊重教育を基盤とし自他を尊重する心の育成●学校生活を自ら創造し社会的自立や社会参画の意識を高める活動の充実●全教職員で連携のもと、安心して過ごせる居場所作りと教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">●家庭や地域など多様な人と連携した学びの充実●学校運営協議会や地域との連携のもと防災・防犯、緊急対応等の体制の充実●教育活動や情報の積極的な発信と学校評価の充実による学校改善

GIGAスクール構想に基づき、より効果的な活用に向けた取組

- 利用ルールの確認
- 情報リテラシー
- 機器の管理
- 学習での効果的な活用法の提案

具体的な取組の例

○学校生活を自分たちの力でよりよくしていくために、発達段階に応じた主体的な取組を充実させる。 ○集会活動や異学年交流などを充実させ、自他の活躍を認めあう集団を育てる。 ○委員会活動やクラブ活動を创意工夫し、見通しをもってやり遂げる力を育てる。 ○キャリア在り方生き方共育の充実を図り、一人一人が自己有用感を高めるとともに夢や希望をもって生きる力を育む。	○カリキュラムマネジメントの観点から年間指導計画を見直し学習環境の整備を図る。 ○各教科における思考力・判断力・表現力・発表力の向上と、言語活動の充実を図る。 ○自らの課題を解決していく学びを継続し、学び合う楽しさを実感できるような授業を行う。 ○生活・総合の研究推進校として校内研究を充実させ授業力向上を図る。	○人権尊重教育や共生・共育プログラムを通して、自他を尊重する心を育てる。 ○児童理解・児童指導、支援教育等の充実と情報共有に努め、インクルーシブ教育の構築を図る。 ○ルールづくりに児童が参与することで責任感を育み、将来に社会参画への意識を高める。 ○いじめ・不登校の未然防止や全教職員での声かけに努め、安心して過ごせる居場所づくりを行う。 ○全教職員で連携して、教育相談体制の充実を図る。	○地域の人・こと・ものに関心をもち、保護者・地域の方など多様な人とのかかわりを大切にした教育活動を充実 ○安心・安全な学校生活が送れるように、地域と連携しながら防災・防犯、緊急対応等の体制を整える。 ○学校運営協議会と学校評価の充実を図り学校改善に生かす。 ○教育活動の公開、学校ホームページ、各種便りの内容の充実に努め、積極的に情報の発信を行う。 ○小中連携教育推進協議会や幼保小連携の取組を推進する。
---	---	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったですを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を發揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1)重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。
- ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。
また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2)事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及や他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであります。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

- 校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援教育コーディネーター(Co.)
- 教育相談(「人権・共生部会」担当・Co.)、養護教諭、人権教育(「人権・共生部会」担当)
- 学校巡回カウンセラー(月2回の定期巡回)、スクールソーシャルワーカー(要請派遣)

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証……(校長、Co.)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成……………(校長、教務、Co.)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営……………(校長、教務、Co.)
- ・いじめ問題に関する資料の管理……………(養護、Co.)
- ・道徳教育との連携……………(道徳主任、Co.)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……………(校長、Co.)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成……………(各学年「人権・共生部会」担当者、Co.)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営……………(Co.)
- ・スクールカウンセラーとの連携……………(校長、Co.)

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携……………(「主体的な活動部会」担当者)
- ・PTA校外委員会との連携……………(教務、防災主任)
- ・地域教育会議との連携……………(教頭、教務)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携……………(校長、教務、Co.)
- ・児童相談所との連携……………(校長、教務、Co.)
- ・教育委員会との連携……………(校長、教務、Co.)
- ・宮前区地域みまもり支援センターとの連携……………(校長、教務、Co.)

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容
4	<ul style="list-style-type: none">・基本方針・重点目標・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認・かわさき共生＊共育プログラムの取組について・いじめ防止基本方針の周知(学校説明会・学校HPの掲載)・児童理解全体会での児童理解
5	<ul style="list-style-type: none">・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・キャリア在り方・生き方教育・道徳の取組について・効果測定1回目実施・個人面談の実施
6	<ul style="list-style-type: none">・第1回いじめアンケート実施【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→【子どもの話を聞こう月間】の取組。いじめアンケートをもとに担任と 必要に応じて支援教育コーディネーターも交えて)児童との面談。・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修・第1回アンケート結果を受けての対応について・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
7	<ul style="list-style-type: none">・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none">・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・いじめの防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none">・効果測定2回目の実施・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認・個人面談の実施
10	<ul style="list-style-type: none">・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認

月	活動内容
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケート実施 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・集計 ・子どもの権利週間～かわさき共生＊共育プログラムを含めた人権について学習～（子どもの権利に関する条例の利用）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・「SOS の出し方・受け止め方」授業の実施 ・効果測定3回目実施　　・個人面談の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

8 本校のいじめ防止に向けた取組（状況により変更する）

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員会での今月の生活目標への取組
- ・各クラスで目標設定、ふりかえり
- ・学校のきまり「驚小みんなのやくそく」の見直し
- ・みんなの校庭プロジェクト
- ・子どもたちの立ち上げによるクラブ活動
- ・委員会活動（あいさつ運動、運動集会、動物ふれあい企画、異学年交流集会）

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流活動
 - 1・2年生の生活科の交流
 - 1・6年生の交流（年間を通じて）、交流集会
 - 3・4年生の交流集会
 - 委員会活動の報告（5年生から4年生へ）
 - 鼓笛指導（6年生から5年生へ）など
- ・異学年交流集会（集会委員会企画）ペア学年
- ・交流朝会

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成（代表委員会）

教職員の取組

- ・「川崎市立鷺沼小学校いじめ防止基本方針」などをもとにしたいじめ防止研修
- ・「いじめアンケート」をもとに児童面談
- ・【子どもの話を聞こう月間】の取組
- ・学校生活アンケートや効果測定の結果の研修及び学級経営への反映
- ・コーディネーター便りでの呼びかけ
- ・保護者面談
- ・相談ボックスの設置

保護者の取組(PTA活動)

- ・広報誌での呼びかけ
- ・校外生活委員会の呼びかけ
- ・さぎぬまふれあいフェスタでの交流

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校教育推進会議(学校評価委員会)